(様式2)

計画作成年度	平成27年度
計画主体	静岡県 森町

森町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 森町 産業課 林政係 所 在 地 静岡県周智郡森町森2101-1 電話番号 0538-85-6317 FAX番号 0538-85-5259 メールアドレス sangyo@town.shizuoka-mori.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、カモシカ、カワウ、アオサギ
計画期間	平成28年度~平成30年度
対象地域	森町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成26年度)

自獣の揺粕	被害の現状			
鳥獣の種類	品目	被害数值		
イノシシ	稲	21 a	244千円	
	果樹	27 a	879千円	
	工芸作物(茶、コンニャク等)	80 a	1,829千円	
	いも類	12 a	530千円	
	野菜	47 a	3,728千円	
	林産物(原木椎茸・タケノコ)	4 a		
	合計	191 a	7, 210 千円	
ニホンジカ	稲	14 a	166千円	
	果樹	25 a	814千円	
	いも類	5а	205千円	
	林産物(原木椎茸)	59 a		
	スギ・ヒノキの剥皮		_	
	合計	103 a	1, 185 千円	
カモシカ	稲	4 a	49 千円	
	野菜	2 a	121 千円	
	林産物(原木椎茸)	79 a		
	スギ・ヒノキの枝葉食害		_	
	合計	85 a	170 千円	
カワウ アオサギ	アユ	550kg	3,010 千円	

(2)被害の傾向

①イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は、稲、茶、いも類、野菜など、収穫時期や作物の生長に合わせて多岐にわたっている。被害区域は町全域となっている。

②ニホンジカ

ニホンジカによる被害は、年間を通して発生している。被害作物は、スギ・ヒノキの剥皮や農林産物で、被害区域は北部三倉・天方地区の中山間地域を中心に町全域に拡大しつつある。

③カモシカ

カモシカについては、ニホンジカとの被害区別が難しいが、北部中山間地域 において植林したばかりのスギ・ヒノキの枝葉や茶、野菜、林産物等の食害が 報告されており、町内での目撃数も増加している。

④カワウ・アオサギ

カワウ及びアオサギについては、太田川流域のアユに対して被害が深刻である。また、住居に近い境内地が鳥の住処となっているため、鳥の大きい鳴き声や糞落下の被害もあり、住環境の悪化につながっている。

(3)被害の軽減目標

指標	現状値(平成26年度)		目標値(平	成30年度)
イノシシ	191 a	7, 210千円	171 a	6,489千円
ニホンジカ	103 a	1, 185千円	92 a	1,066千円
カモシカ	85 a	170千円	76 a	153千円
カワウ	550kg	3,010 千円	495kg	2, 709 千円
アオサギ				

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等	イノシシは、今まで町単独有害	農林業被害が町全域に拡大し
に関す	鳥獣捕獲業務として、西部猟友会	たことに伴い、狩猟免許試験受験
る取組	森町分会の協力を得て、銃及び箱	者が増え、わな免許所持者は増加
	わなによる捕獲を行ってきた。	しているが、免許所持者の高齢化
	平成22年度から26年度まで過去	が進んでいる。
	5年間の実績は、捕獲頭数1,211	捕獲したイノシシは、捕獲従事
	頭、事業費16,311千円で、捕獲数、	者が約4割を自家消費、約6割を
	事業費ともに年々増加してきてい	埋設処分しているが、埋設場所に
	る。	苦慮している状況である。捕獲し
	町及び有害鳥獣協議会の備品	たイノシシの一部は「森町発B級
	としてイノシシ用箱わな72基、シ	グルメ、亥のちゃんドッグ」の名
	カ用箱わな9基、くくりわな20基	前でイノシシ肉のソーセージと
	を導入し、猟友会へ貸し出してい	して販売しているが、更に地域資
	る。	源としての活用を検討する必要
	ニホンジカは、近年生息数が増	がある。
	加しているため、新たに町単独事	ニホンジカ及びカモシカにつ
	業でシカ用の箱わなを購入し、銃	いては、どちらによる食害なのか
	とわなで捕獲を行っている。	も含め、被害実態の把握とニホン
	カモシカは、町内での目撃や死	ジカの捕獲方法の確立が急務と

体処理の依頼は増加傾向にあり、なっている。

町民からの被害報告もある。今後は生息·被害調査を継続し、個体数調整に向けた取組を強化していく。

カワウ・アオサギについては、 猟友会に銃捕獲を依頼し、生息数 減少に努めている。 カワウ及びアオサギについては、現状銃による駆除の方法のみの対応であるため、新たな捕獲方法を模索する必要がある。

防護柵 の設置 等に関 する取 組

平成18年度からイノシシ、二ホンジカ等の被害に対し、町単独有害鳥獣被害防止対策事業として、電気柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置費用に対し、2分の1以内、3万円を限度として助成を進めてきたが、山間地域等の設置を促進するため、27年度からは助成上限額を6万円とした。

26年度までの過去3年間の助成実績は、103件、2,646千円となっている。

また、23年度及び24年度には、 鳥獣被害防止総合対策事業を活 用し、町内の5箇所茶園にイノシ シ侵入防止柵を設置した。設置箇 所については効果を発揮してい る。

過疎化による若年層の減少と 農林業の担い手不足により、被害 防止対策に対する意欲が下がり、 耕作や経営を放棄する事例が増 えている。

また、原材料価格の高騰や農業 者の高齢化により、侵入防止柵設 置の意欲が低下してきている。

電気柵は、世帯ごとの設置が多く、適正な管理のため、草刈りや 正しい取扱方法を徹底する必要 がある。

防護柵については、加害動物により設置方法が異なるため、状況に合った柵が設置できるよう住民に周知していく必要がある。

さらに、地域ぐるみでの侵入防止柵の設置についても検討していく必要がある。

鳥獣被害防止総合対策事業を 活用した侵入防止柵の設置については、住民の要請に応じ費用対 効果を確認の上、対応を検討する。

(5) 今後の取組方針

平成26年度森町における対象鳥獣の被害総額は11,575千円、被害総面積で379 a となっている。

対象鳥獣による主な被害は、稲、茶、いも類、野菜、林産物等多岐にわたっている。特にスイートコーン等単価の高い野菜類の被害が被害金額を上げている。

本防止計画作成にあたり、対象鳥獣による被害軽減目標を平成26年度の被

害額・面積より1割減に設定することとする。

これまで森町では、有害鳥獣捕獲業務と有害鳥獣被害防止対策事業等により、捕獲と被害防除の両面から対策を行ってきた。この結果、被害額は減少しているものの、獣類の生息範囲が広がり、捕獲頭数は増加傾向にある。このうち、ニホンジカは町内至る箇所で目撃されるようになった。

このため、ニホンジカは捕獲数を増やし、その他の対象鳥獣はこれまでの 捕獲数を維持する事に加え、下記の取組により被害軽減目標の達成を目指す。

1. 電気柵等侵入防止柵の整備の推進

(イノシシ・ニホンジカ)

町の特産物にもなっているスイートコーン等単価の高い野菜への被害防止への取り組みを強化するため、町の補助事業の利用を回覧で広報するとともに、設置方法や管理方法の研修会を実施するなどし、電気柵等侵入防止柵の設置を推進する。

2. 箱わなによる安全・効果的な捕獲の推進

(イノシシ・ニホンジカ)

イノシシ及びニホンジカの捕獲に対して、猟銃による捕獲とともに、 比較的危険性が少なく効果的に捕獲できる、箱わなの捕獲体制を整備す る。

3. 捕獲支援業務員の設置

有害鳥獣捕獲業務については、猟友会の協力を得て多大な成果を上げているが、捕獲数の増加や箱わな数の増加に伴い、捕獲立会い等の管理業務が増加傾向にある。捕獲業務を安全・円滑に推進するため、シルバー人材センターに委託し、年間を通して2名の支援業務員を設置し、箱わなの管理や捕獲立会い等を行う。

- 4. 猟友会、農林業者への聴き取りなどによる分布や行動範囲の把握 (対象鳥獣全種)
- 5. 鳥獣被害についてアンケート調査を実施(対象鳥獣全種) 鳥獣被害の実態を把握し、鳥獣の捕獲及び被害防止対策に活用する。
- 6. 地域懇談会の開催(対象鳥獣全種)

地域住民自ら鳥獣被害防除の意識を持ち、地域で被害防止に取り組む 合意形成を図ることで、地域が一体となり主体的に有害鳥獣を寄せ付け ない集落づくりを目指す支援をする。また、防護柵を設置する畑に隣接 する森林の整備等、効果的な防護柵の設置方法について検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

西部猟友会森町分会との連携を密にし、効果的な捕獲を目指す。 被害対策実施隊の設置を検討する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ	西部猟友会森町分会の協力により有害鳥獣捕獲業務を
		実施。
		また、森町有害鳥獣対策協議会所有のイノシシ・ニホン
		ジカ兼用箱わなを捕獲従事者である猟友会へ貸し出す。
		狩猟免許試験及び他団体が主催する研修会の案内、初
		心者のための講習会を開催する。
	ニホンジカ	西部猟友会森町分会の協力により有害鳥獣捕獲業務を
		実施。
		また、森町有害鳥獣対策協議会所有のイノシシ・ニホン
		ジカ兼用箱わなを捕獲従事者である猟友会へ貸し出す。
		狩猟免許試験及び他団体が主催する研修会の案内、初
		心者のための講習会を開催する。
	カモシカ	被害状況及び生息状況の調査を継続し、防除対策のみ
		では被害防止が図れない場合、第二種特定鳥獣管理計画(カ
		モシカ)等に基づく個体数調整の実施に向けて取り組む。
	カワウ	西部猟友会森町分会の協力により有害捕獲業務を実
	アオサギ	施。
29 年度	イノシシ	同上
30 年度	ニホンジカ	
	カモシカ	
	カワウ	
	アオサギ	

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

静岡県第12次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 ①イノシシ

森町における過去5年間の捕獲実績は、年ごとの変動があるが、近年イノシシが山間部だけでなく住宅区域にまで出没するようになり、町内全域に農林作物等の被害が広がり、特に平成24年度においては、捕獲数が前年度の169頭から355頭に急増した。当面今後も同程度の水準で推移すると見込まれるため、各年度の捕獲計画数を360頭としたが、電気柵等の設置を進めることによるわなへの誘導、研修会による捕獲技術の向上、ICTを活用した捕獲の効率化等を図り、捕獲体制を強化することにより、30年度の捕獲計画を400頭とする。

②ニホンジカ

平成26年度に取り組んだ町内被害・捕獲情報マップ等により個体数の増加や

分布域の拡大が確認され、里部においても目撃情報が増加したことから、捕獲体制を強化するために、シカ用箱わなを27~29年度に6基増やして15基としたことにより、30年度の捕獲計画を50頭とする。

③カモシカ

町単独事業でカモシカの生息調査や被害調査を進め、第二種特定鳥獣管理計画(カモシカ)に基づく管理捕獲等に向けて取り組む。

④カワウ・アオサギ

年ごとに飛来数が変動するため、何羽が適正な捕獲羽数か不明なところがあるが、アユに対して被害が深刻化しており、捕獲を強化するため50羽と設定する。

①有害鳥獣捕獲実績表

	有害鳥獣捕獲実績数(単位 頭、羽)						
対象鳥獣	22年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27年度	28年度
イノシシ	200	170	355	238	248	227	302
ニホンジカ	4	12	3	5	13	22	26
カワウ	14	23	16	14	17	14	12
アオサギ	_	_	_	_	13	15	8

②対象鳥獣捕獲計画数

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	28年度	29年度	30年度
イノシシ	360	360	400
ニホンジカ	30	30	50
カワウ	50	50	50
アオサギ			

捕獲等の取組内容

銃、箱わな及びくくりわなを用いて、年間を通じイノシシ、ニホンジカを対象として有害捕獲を行う。また、猟期においても、被害状況により町内鳥 獣保護区等におけるイノシシ、ニホンジカの有害捕獲を実施していく。

また、稚アユを放流する春から夏にかけてカワウ・アオサギの活動が活発になるため、被害状況に応じて有害鳥獣捕獲の許可を県に対して申請し、捕獲活動を実施していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

当面、ライフル銃は使用しない。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
森町内全域	イノシシ・ニホンジカ権限委譲済み

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	28年度	29年度	30年度	
イノシシ	電気柵及びワイヤーメッシュ	電気柵及びワイヤーメッシュ	電気柵及びワイヤーメッシュ	
ニホンジカ	柵の設置事業(町単	柵の設置事業(町単	柵の設置事業(町単	
カモシカ	独事業)	独事業)	独事業)	
	電気柵:6,000m	電気柵:6,000m	電気柵:6,000m	
	(200m×30人分)	(200m×30人分)	(200m×30人分)	
	ワイヤーメッシュ柵:1,000m	ワイヤーメッシュ柵:1,000m	ワイヤーメッシュ柵:1, 000m	
	(200m×5人分)	(200m×5人分)	(200m×5人分)	
			住民等の要望量	
			等を踏まえて、鳥獣	
			被害防止総合対策	
			交付金を活用した	
			整備も検討する。	

(2) その他被害防止に関する取組

(2) (0)	四双口则止	
年度	対象鳥獣	取組内容
28年度	イノシシ	農林業者への聴き取り調査を行い、被害実態を把握
		し、町内被害情報マップを作成する。また、生態調査を
		実施し、生態情報マップを作成し、情報の周知やマップ
		を活用した総合的な対応策を検討する。
		一宮地区では、イノシシの被害防止対策としてわな猟
		免許の取得推進等に取り組んでいる。また、同地区でふ
		じのくに美農里プロジェクト(国事業名:多面的機能支
		払交付金)に取り組む「一宮の水と環境を守る会」は、
		イノシシの隠れ場となる耕作放棄地の解消や発生防止
		に取り組んでいる。
		さらに、大規模に茶などを生産している草ヶ谷パイ
		ロット等5箇所では、国の事業を活用して侵入防止柵
		を設置し、農産物増産に向けて生産者がまとまって取

Γ	Т	
		組んでいる。
		これらの取組を参考事例とし、さらに、他地域におい
		ても地域懇談会を開催して、鳥獣被害防止対策に、地域
		住民が主体的に取り組む体制を整備する。また、集落的
		な取組への誘導と維持管理方法を徹底するため、講習会
		を開催し、箱わなや電気柵等の安全で効果的な使用方法
		を学ぶ機会を提供する。
		また、遊休農地や里山の適切な管理、作物残さや未収
		穫農作物を農地に放置しないように啓発する。
	ニホンジ	農林業者への聴き取り調査を行い、被害実態を把握
	カ	し、町内被害情報マップを作成する。また、生態調査を
		実施し、生態情報マップを作成し、情報の周知やマップ
		を活用した総合的な対応策を検討する。
		さらに、地域懇談会の開催を通じて、鳥獣被害防止対
		策に、地域住民が主体的に取り組む体制を整備する。ま
		た、集落的な取組への誘導と維持管理方法を徹底するた
		め、講習会を開催し、箱わなや電気柵等の安全で効果的
		な使用方法を学ぶ機会を提供する。
	カモシカ	農林業者への聴き取り調査を行い、被害実態を把握
		し、町内被害情報マップを作成する。その後、捕獲が必
		要と判断された場合、生息密度調査ほか、捕獲に必要な
		調査・計画の実施を検討する。
	カワウ	被害を受けている者に聴き取り調査を行い、被害実
	アオサギ	態を把握し、捕獲者とともに対応策を協議する。
		また、鳥の住処となっており、周辺の住環境の悪化
		を招いている箇所には追い払い等を実施していく。
29 年度	イノシシ	28 年度の取り組みに加えて、電気柵等侵入防止柵設
30 年度		置後の見回りや柵の補修、周囲の下草刈り等防除効果
		を高めるために必要な維持管理の周知・指導を行う。
	ニホンジ	28年度の取り組みに加えて、電気柵等侵入防止柵設
	カ	置後の見回りや柵の補修、周囲の下草刈り等防除効果
		を高めるために必要な維持管理の周知・指導を行う。
	カモシカ	28 年度の取り組みに同じ。
	カワウ	20 十度の双り配のに回し。
	アオサギ	
	11111	

- 5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる おそれがある場合の対処に関する事項
- (1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
静岡県中遠農林事務所	助言・指導、捕獲許可
静岡県警袋井警察署森交番	助言・指導
森町役場産業課	出動要請、捕獲許可
西部猟友会森町分会	捕獲

(2) 緊急時の連絡体制

住民

↓≪出没・被害連絡≫

森町役場産業課(担当部署)

- ↓ ↓ ≪出没·被害連絡≫
- ↓ ↓ 袋井警察署森交番、中遠農林事務所
- ↓ ↓≪出動要請、捕獲許可≫
- → 西部猟友会森町分会
- ↓ ≪注意広報≫ ↓

住民

出動≪捕獲処理≫

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分を行うこととし、イノシシ及びニホンジカについては、食肉として利用できるものは猟友会員が自家消費する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

増加傾向であったイノシシの捕獲頭数は、近年横ばいに推移しており、食肉として安定的に供給できる程の量でなく、その中でも利活用できる個体が限られているため、現時点では食肉施設の設置予定はない。現状では猟友会員が自家消費するのみであるが、中遠地域鳥獣害対策連絡会で情報を交換しながら、周辺市町を含めた広域的な食肉加工施設を設置することや皮革利用についても研究し模索していく。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

町有害鳥獣対策協議会
役割
協議会の運営・提言
島獣被害防止に関する助言・指導
島獣被害防止に関する助言・指導
鳥獣被害防除対策への協力
情報提供と被害対策への協力
青報提供と被害対策への協力
島獣被害防止に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県鳥獣保護管理員	鳥獣保護・管理に関する助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

現時点では、猟友会による有害対象鳥獣の捕獲や農家による電気柵等侵入防止柵の設置等の対策に取り組んでいる。実施隊の設置により、被害対策の効率化を図ることとしているため、設置については、平成30年度までに既設置済みの周辺市町の取り組み事例を調査し、関係機関の意見を聴きながら、31年度内に地域の実情に即した設置ができるように進める。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各種団体や町内会等においても研修会等で積極的な参加を促し、集団での 取組を進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、中遠地域鳥獣害対策連絡会と連携し、共同で講演会や情報交換会、研修会を開催するなどして、各種法令に基づく安全確保のための正しい知識の普及・注意喚起を行う。